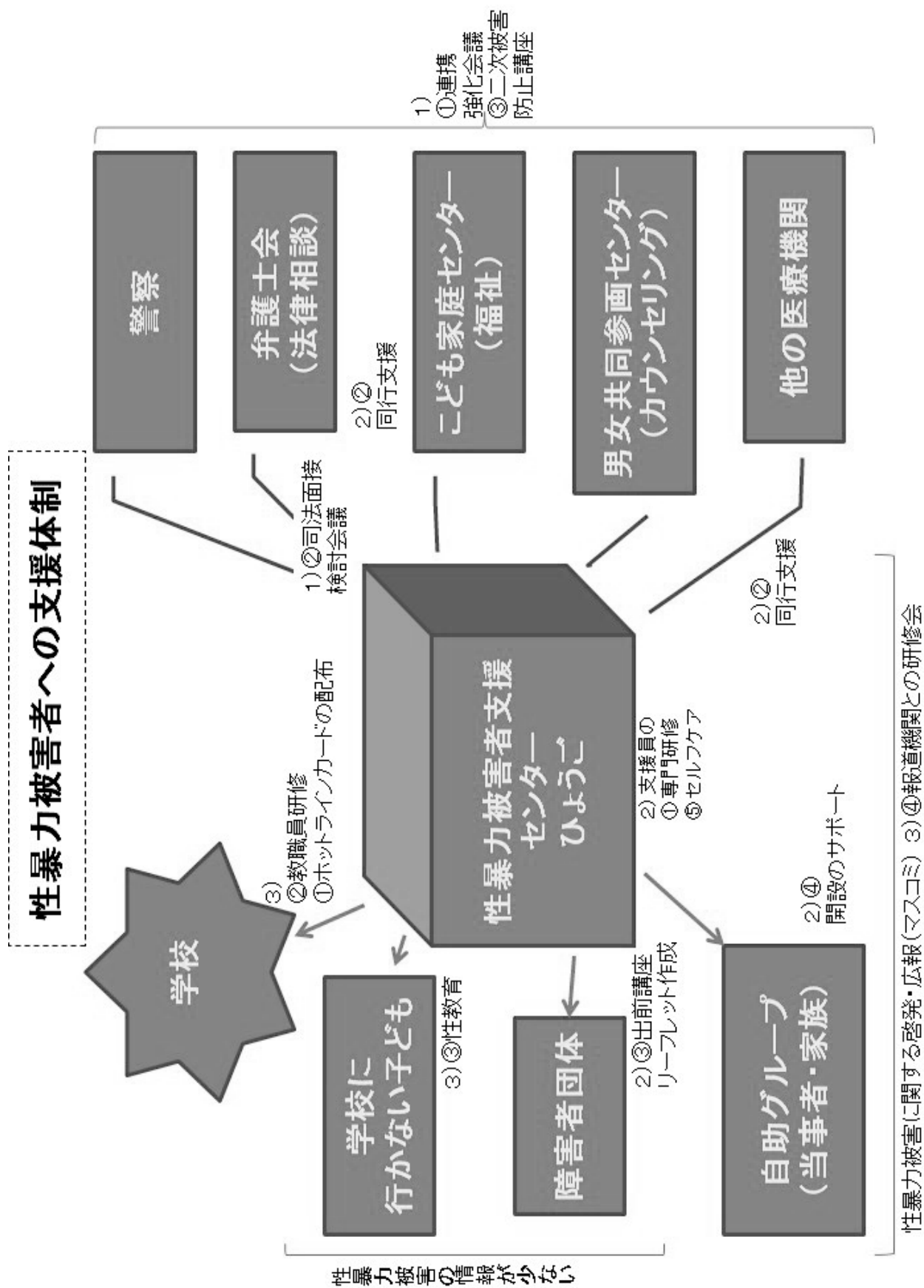


兵庫県



兵庫県：性暴力被害者支援連携強化会議（被害者支援体制の構築・強化）

1. モデル事業実施前の課題

性暴力被害者支援においては、被害からの時間経過や被害者の年齢、背景等によってニーズが多様である。兵庫県下では様々な機関が支援に関わっているが、性犯罪やDV、性虐待といった被害内容を扱う行政区分から被害者の情報や対応が分断され、二次被害や被害者の心理負担につながっている可能性が従来より指摘されている。

昨年度のモデル事業では、県立塚口病院内での各診療科の連携および性暴力被害者支援センター・ひょうごとの協力体制を構築したが、本年は法律相談やカウンセリング、自立支援のための福祉機関といった被害者の中長期支援体制における連携強化を課題として挙げた。

2. モデル事業の内容

下記の10団体によりかけ連携強化会議を2回開催

〈主に急性期支援〉

- 兵庫県警犯罪支援室
- 性暴力被害者支援センターひょうご
- 兵庫県医師会
- 兵庫県産科婦人科学会
- 兵庫県病院局

〈主に中長期支援〉

- ひょうご犯罪被害者支援センター
- 兵庫県弁護士会
- 法テラス兵庫
- 兵庫県こころのケアセンター
- 兵庫県女性家庭センター

議題：

- ①性暴力被害者支援センターひょうごの活動報告
- ②各支援機関の性暴力被害者支援に関する現状と課題
- ③連携強化のための意見交換

3. モデル事業実施による成果目標（1の課題に対応するもの）

各機関の支援の現状と被害者の受け入れ体制について情報交換することで被害者の紹介や支援サービスの利用についてよりスムーズに行えるとともに、兵庫県としてワンストップ支援サービスのありかたを協議できる場とする。

4. 実施結果及び成果

性暴力被害者支援連携強化会議

場所：兵庫県医師会館第一会議室

○第1回：平成27年8月27日午後3時から4時 参加者：8名

兵庫県医師会副会長 西田芳矢

兵庫県警被害者支援室室長 増田悦子

(公社)ひょうご被害者支援センター事務局長 田中実恵子

兵庫県産婦人科学会理事 田口奈緒

兵庫県弁護士会両性の平等に関する委員会会長 中村衣里

兵庫県女性家庭センター相談・支援課長 杉瀬弘

性暴力被害者支援センターひょうご 運営委員 池田裕美枝

兵庫県立尼崎総合医療センター 経営企画部長 今井明

○第2回：平成27年11月12日午後3時から4時 参加者：8名

兵庫県産婦人科学会理事 田口奈緒

兵庫県弁護士会両性の平等に関する委員会副委員長 西片和代

兵庫県女性家庭センター所長 稲垣郁子

(公社)ひょうご被害者支援センター犯罪被害相談員・コーディネーター 遠藤えりな

法テラス兵庫課長 吉野美智子

兵庫県こころのケアセンター相談室長 田中友巳

性暴力被害者支援センターひょうご運営委員 池田裕美枝

兵庫県立尼崎総合医療センター 経営企画部長 今井明

<成果>

① 連携強化

急性期の被害者支援として警察および医療、中長期支援として法律相談、心理ケアと各機関における支援内容について情報交換したことにより、具体的にどのような被害者にどの支援機関を利用してもらえるかをその手続きや各機関の現状も含め確認できた。また支援機関同士の顔の見えるつながりができ、信頼関係も醸成できた。

② 兵庫県における課題

イ) 各支援機関がもっている他機関の情報が古い。予算の関係上、新しい案内等を浸透させるのは困難であり、常に最新の情報を共有するためには定期的な会議開催が必要である。

ロ) 性犯罪被害により妊娠となってしまった場合、DVや警察へ届けたくない被害者は、人工妊娠中絶を行う医療機関を探すことが困難であることが明らかになった。

ハ) 兵庫県が広域であるにもかかわらず、支援センターが県東部に1箇所しかない。少なくとも被害からの急性期にはどの地域に居住していても同様のサービスが提供できるよう、他の地域の警察や医療機関とも連携が必要である。

③ 今後の連携について

イ) 性暴力被害者支援については、被害者の心的負担を最小限にするよう配慮しつつ、急性期から中長期にわたる切れ目ない寄り添いが重要である。各支援機関の担当者は定期的にかわり、また情報も常に更新が必要なため、今後も連携強化会議を少なくとも年2回のペースで開催する。

ロ) 各支援機関において、どのような被害者にどのような支援が利用できるかを具体的にわかりやすくまとめたシステム（一覧）が必要である。

5. モデル事業実施後の課題（現状）

- ① 被害の急性期から中長期にわたり各機関で可能な支援内容について情報交換したことで、他機関への紹介がより円滑に行えることが期待される。今後も常に最新の情報を共有できるよう、定期的な連携強化会議開催の要望が出された。
- ② 被害により不幸にも妊娠に至った場合の相談対応できる医療機関の確保は喫緊の課題である。法律上の問題、経済的な補助、利用できる福祉の案内等、多機関で支援体制をとる必要がある。
- ③ 来年度は、性暴力被害者に対し少なくとも急性期支援の充足に向けて、兵庫県各地域における基幹病院や警察にも連携会議の出席を呼びかける。

兵庫県：被害確認面接手法確立検討会議（被害者支援体制の構築・強化）

1. モデル事業実施前の課題

子どもや知的障害をもつ被害者は、何度も事情聴取されることによって供述が変遷してしまうため、初期段階での聞き取りがのちの裁判への過程で重要とされている。しかし現状では、家庭や学校で被害者が事件を打ち明けた後も警察や検察、こども家庭センターでそれぞれ聴取があり被害者の負担は非常に大きい。

平成26年6月に県立塚口病院で行われた多職種による被害事実確認面接（司法面接）により、その手法は県の一部の関係者の関心を集め、平成27年5月より県の弁護士会を中心に勉強会が2回開催された。このシステムの整備には一団体の勉強会レベルにとどまらず、連携する各機関の組織としての取り組みが必要であるため、平成27年度モデル事業として検討会議を実施した。

2. モデル事業の内容

2回の検討会議の中で、子どもや知的障害をもつ被害者に対して事情聴取を行う際の、各機関の取り組みと今後の課題について意見交換を行った。

3. モデル事業実施による成果目標（1の課題に対応するもの）

子どもから性被害について聞き取る際に、本人の心理的負担をできるだけ減らすために、事情聴取（被害事実確認面接）の回数を現行より減らし、供述記録を共有するシステムを兵庫県において整備する。

4. 実施結果及び成果

〈開催日時〉

①平成27年9月11日18:00 - 19:30

②平成27年11月10日18:00 - 19:30

〈場所〉兵庫県弁護士会館分館

〈参加者〉①17人②18人

〈参加団体〉兵庫県弁護士会 神戸地方検察庁 兵庫県警被害者支援室 兵庫県医師会（兵庫県産婦人科学会 兵庫県小児科医会） 兵庫教育大 兵庫県社会福祉法人清水が丘学園 兵庫県中央こども家庭センター 兵庫県立尼崎医療センター 性暴力被害者支援センター・ひょうご

〈事情聴取における各団体の取り組みと意見〉

こども家庭センター：児童福祉法に基づき、子どもの処遇を決めるための被害の聞き取りであり、内容はビデオに録画するが、本人を含め外には聴取内容を出さない。警察での事情聴取に職員が立ち会っていれば、もう一度被害について聞くことはない。

警察・検察：刑事事件として立件できるための証拠として事情聴取があるが、子どもの場合は警察で聞かず最初から検察で聞くこともある。それまでにいかに供述の汚染（記憶のすり替わり）がないかがポイントで、早い段階で子ども自身の言葉で被害について語ったことが残されていると有用である。また被害申告をした時の様子を見ていた親や警察官が裁判で証言することによって何度も供述する負担を減らすことができる。

弁護士・臨床心理士：実際には性虐待において加害者である親を告訴する事例は非常に少ない。しかし年月がたってから民事で訴えたい場合や心理ケアを受ける場合に、こども家庭センターで話した当時の供述は本人が希望しても公開されない。

医療機関：客観的事実があれば診療録に残し、将来に本人へ開示も可能である。

5. モデル事業実施後の課題（現状）

- 1) 平成27年10月28日付で厚生労働省、検察庁、警察庁が各機関に通達した内容によると、事件性のある重篤な虐待事例のほか、児童からの聴取で協議を要すると判断した事案については警察と検察と児相とが窓口を作り情報を共有して必要な時には協同面接を行うとなっている。

今回の検討会議により、刑事事件となりうる場合にはこども家庭センターと警察・検察が協力して事情聴取の負担を減らす工夫ができることが明らかになった。

- 2) 今は刑事告訴を考えていない場合でも、こども家庭センターや警察を含む多職種による聞き取りを初期の段階で行うことの必要性が関係機関で共有された。しかし目的の異なる聴取を誰がどこで行い、どのように記録を残していくかについては今後検討すべき課題である。
- 3) 被害者の供述にかかる負荷を軽減するためには、被害後すみやかに客観的証拠採取を行う重要性が指摘された。証拠採取可能な医療機関での診察はその診療録が本人に開示可能なことから、今後、医療機関が被害事実確認面接を実施する場として検討される可能性が示唆された。



第1回司法面接検討会

H27. 9. 11

兵庫県：二次被害防止の研修（被害者支援体制の構築・強化）

1. モデル事業実施前の課題

平成23年3月に策定された第2次犯罪被害者等基本計画の中でも、性暴力の被害者が二次被害を受けずに総合的な支援を受けられるワンストップ支援センターの設置促進について言及されている。しかし現状は警察や医療機関をはじめ性暴力被害者に対応する機関は多岐にわたっており、それぞれの支援機関による二次被害を防ぐことは被害者の回復にとって重要である。いっぽう「二次被害」という言葉が独り歩きし、支援者が過剰に構えることによって被害者への必要な対応にためらいが出てしまい、支援するうえでの障害となる可能性も危惧される。

性暴力被害者（性犯罪被害者を含む）支援において二次被害防止は最重要事項であり、また直接「性暴力」にかかわらなくても女性問題や貧困問題にとりくむ支援関係者にとっても理解すべき問題である。なぜならば性暴力は貧困や女性差別と深くつながっており、たとえ表面には現れなくても支援対象者が被害を抱えていることが少なくないからである。

DV被害や性虐待も含め、性暴力の対応を迫られる支援機関が増加する中で、関係する機関相互が二次被害についての共通認識をもち、被害の急性期から中長期にわたり二次被害を与えるような対応でなかったかどうかをフィードバックしあうことは、今後総合的な支援システムを構築するうえで喫緊の課題である。

2. モデル事業の内容

性暴力被害者支援センター・ひょうごのスタッフが出前講座を行うスタイルをとり、性暴力と二次被害についてパワーポイントやパネルを用いて講演後に参加者から質問を受けた。

タイトル「性暴力とは 二次被害防止のためにゼッタイ知っておいてほしいこと」

- ①性暴力とは
- ②性暴力被害者支援センター・ひょうごの役割
- ③強姦に対する間違った思い込み
- ④二次被害とは
- ⑤二次被害防止のために

性暴力の定義や被害者のこころとからだに与える衝撃、また支援者に対しても強いストレスを与えるのが性暴力であることを理解してもらい、やっとの思いで性被害を打ち明けた時に支援者があたえる二次被害のダメージについて性暴力被害者支援センターの立場から伝えた。そのうえで二次被害を防止するために必要なこととして

- ☐ ジャッジしない（本人の話を受けとめる）
- ☐ 本人の意思を飛び越えない
- ☐ 特別扱いしない

の3点にしばり提案した。

3. モデル事業実施による成果目標（1の課題に対応するもの）

性暴力被害者支援にかかわる諸機関において、二次被害についての理解を深め、具体的な防止にむけて提言する。

直接支援にかかわらない団体においても、性暴力のもたらす影響と支援者におこりがちな対応（二次被害）について知ってもらう。

講演を通じ、性暴力被害者支援センター・ひょうごについて周知し、顔の見えるネットワークづくりを構築する。

4. 実施結果及び成果

性暴力被害者支援センター・ひょうご運営委員が兵庫県下の性暴力被害者支援にかかわる下記の機関／団体へ出向き講演を行った。

講演時間はそれぞれの機関／団体によってことなり、おおよそ30分～2時間であった。

講演申し込みの広報は尼崎市や兵庫県警、医療関係者、DV被害女性支援団体、福祉関係の支援団体などを対象に案内チラシを作成し、メールや手渡し等にて告知した。

	開催日	機関／団体	参加人数	急性期	中長期
1	7月26日	神戸の冬を支える会（＊1）	7		○
2	8月7日	尼崎南警察署	100	○	

3	8月14日	加古川警察署	100	○	
4	10月15日	生田警察署	100	○	
5	11月5日	長田警察署	76	○	
6	11月17日	県立尼崎総合医療センター 婦人科外来	7	○	
7	11月25日	網干警察署	80	○	
8	12月5日	WSひょうご（＊２）	3	○	○
9	12月9日	県立尼崎総合医療センター 虐待策委員会主催講演	27	○	
10	12月13日	YWCA夜回り準備会（＊１）	16		○

＊１：野宿者を対象に生活支援や就労支援を行っている団体

＊２：DV被害女性を対象とした民間支援団体

1. 地域の警察署：性暴力被害者支援センター・ひょうごの近隣の警察署および兵庫県警被害者支援室の協力により、兵庫県下の５か所の警察署で講演を行った。朝礼に合わせて30～40分程度の短い時間ではあったが、現在性犯罪を担当する部署だけではなく、署長以下全職員にむけての講話ができたことは評価できる。
講師から「事件」ではなく被害者を尊重してほしいと話したうえで「病院へ付き添うときに制服は控えてほしい」「事情聴取、実況見分、現場検証などは何をどれくらいの時間するのか、伝えてほしい」「トイレに行きたいかどうか、のどが乾いていないかなどを確認してほしい」などを伝えたところ、具体的に言ってもらってよかったとの感想があった。
2. 県立総合病院：告知期間が短かったが院内のさまざまな部署（看護職や医師だけでなく、検査部や薬剤部、医事課など）から参加があり、関心の高さがうかがえた。また院内の虐待対策委員会の主催であったため、尼崎市の福祉関係者の参加があった。講演終了後にはリーフレットやカードの請求もあり、性暴力被害者支援センター・ひょうごの周知と連携に関しても有意義であった。参加者の感想として「子どものケースの多さや男性の被害について初めて知った」「加害者は自分より弱いと思う相手を選んでいることがわかった」との感想があった。また二次被害防止が「べからず」の強調にならないよう工夫したほうがいいのかとの助言も受けた。
3. 中長期に関わる支援団体：二次被害の相談を受けたことのある団体からの実施要請があり、講演を行った。「話してくれた人を尊重し話をしっかり聞いて相手を信じること」「相手の意志の尊重、意思を飛び越えないことをしっかりベースにすること」「聞いた人のサポートも大切」「聞いた後に何か行動を起こさなくてはと考えなくていいときいて安心した」など相談を受けたときの対応の基本が理解されたことが講演終了後の討議で確認できた。
4. 少人数での講演の方が、これまでの支援で困った事例等の具体的な話ができ、より理解が深まったように感じた。しかし警察や総合病院においては、講演を行うという案内だけでも、あまり関

心がなかった層に「性暴力」に対する注意をひき、性暴力被害者支援センター・ひょうごのリーフレットや本モデル事業で作成した子ども向けの名刺サイズの電話相談カードを配布する良い機会ともなった。

5. モデル事業実施後の課題（現状）

① 「二次被害」という言葉の周知と理解

本モデル事業は半数が警察署であったが、1回きりの短いレクチャーだけでなく、本来は県内全域の警察署で継続的な二次被害防止研修が必要である。

研修の中で二次被害の影響をあまり強調しすぎてしまうと、支援者側の腰が引けてしまうという指摘や、具体例を示したことで「あれを言うてはいけない、これをしてはいけない」と細かい言動にとらわれてなぜそれが被害者を傷つけるのかが伝えきれていないと感ずることもあった。今回少人数の講座では質疑応答も含め、1回きりではあっても支援に活かせるような深い内容のやり取りが可能であった。このことから理解を深めるためには一方的なスピーチでなく参加者の気づきを促せるような少人数のワークショップ形式の方が有効であると考えられた。

② 開催対象および回数、予算

性暴力被害者支援では多くの機関／団体が関わり、二次被害防止について最低限の知識をもってもらうには講師の供給に限界があるため、伝達講習のような集約した講習会とせざるをえないであろう。また民間支援団体では予算的に独自の開催が難しいことから、今後も県や市などの行政主導の開催が望まれる。

③ ネットワーク形成によるフィードバック

本事業の出前講座を通じて警察や医療機関といった急性期支援機関だけでなく、中長期支援を行う民間の支援団体とネットワークが構築できたことは被害者へ「総合支援」を行う上で重要である。理由として被害から時間がたった当事者の様子を聞くことによって、急性期での対応についてフィードバックされるということが挙げられる。またひとつの機関の対応が被害者にとって「二次被害的」であった場合に、それを聞き取った他の機関が本人の了承を得て「どの点が良くなかったのか」を伝えることにより組織としての気づきが総合的な支援の質を向上させることになるからである。その点で行政機関(特に福祉分野)における性暴力に関する研修や連携強化は「総合支援」をめざすためには必須であり、今後は支援の内容を被害当事者の視点で査定していくことが重要な課題である。

兵庫県：病院受診や法律相談時の同行支援（相談支援機能の拡充・強化）

1. モデル事業実施前の課題

平成 26 年度のモデル事業においては、性暴力被害者支援センター・ひょうごが地域の拠点病院である県立塚口病院と連携し、急性期の被害者対応を行ってきた。平成 27 年 7 月に同病院が移転し県立尼崎病院と統合され、県立尼崎総合医療センターが開院するにあたり、性暴力被害者支援センター・ひょうごを院内に設置されることとなり、より密に協力体制をとることが期待された。

しかし場合によっては、大きな総合病院よりも利用しやすい地域のクリニック／病院を希望される被害者もあり、その際に安心して受診できるための紹介システムが必要とされた。

また法律相談の場合も同様に、二次被害を受けずに性暴力被害に精通した法律家につなげるしくみが課題であった。

2. モデル事業の内容

- ① 性暴力被害者支援センター・ひょうごにおいて電話相談（ホットライン）を行い、被害者が医療機関や法律相談を希望した際の同行支援を行った。
- ② 連携する県立尼崎総合医療センターは総合病院であるため、女性だけでなく小児や男性の被害にも医療対応可能である。しかし、たとえば人工妊娠中絶の手術など産婦人科クリニックの方が被害者にとって利用しやすい場合もあり、尼崎市内の 3 か所の病院・クリニックを協力病院として支援員が同行できるよう取り決めを行った。
- ③ 兵庫県弁護士会犯罪被害者支援委員会と連携し、被害者が無料法律相談を利用できるようサポートし、初回面談時に希望があれば付き添うこととした。

3. モデル事業実施による成果目標（1 の課題に対応するもの）

- ① 地域における拠点病院内の対応を充実させる。
- ② ひとつの病院だけでなく、被害者のニーズに応じてクリニック／病院を利用できるようにする。
その際に二次被害を防ぎ、安心して受診できるよう支援員が付添う。
- ③ 法律相談を有効に活用できるよう支援員がサポートする。

4. 実施結果及び成果

- ① モデル事業の実施期間内（平成 27 年 7 月 15 日～平成 28 年 1 月 15 日）に支援センターへの電話相談は 86 件、来所相談は 12 件であった（いずれものべ件数）。
来所した 7 人はすべて女性で、被害内容はレイプ・強制わいせつが 4 人、性虐待が 2 人、DV が 1 人であった。
県立尼崎総合医療センターで診察を受けたのは 4 人（すべて産婦人科）であり、性暴力被害者支援センター・ひょうごの支援員が二人体制で支援を行った。多くが警察やこども家庭センターの職員、家族、学校の先生と来所しており、支援員のうち一人が本人と落ち着いた環境で話をする

あいだに、もう一人が付き添い者から状況を確認したり、医療スタッフと連絡をとったりすることができ二人体制は非常に有用であった。

被害者になるべく病院内で動き回らなくてもいいように、また性被害を受けたことが他の来院者にわからないように配慮するため、県立尼崎総合医療センターの中で「性暴力被害者対応検討部会」を設置し、病院全体で対応を検討しマニュアルを作成した。

- ② 実施期間内に該当者はいなかったが、協力医療機関での受診を希望された際に支援員が同行するシステム構築のため、3か所のクリニック／病院に出向いて支援センター・ひょうごの説明を行った。
- ③ 法律相談への同行支援も実施期間内に該当者はいなかった。法律相談に関する電話相談はいくつかあったが、遠方であったため近くの法テラスを紹介した。

なお、モデル事業ではないが7月に新病院内で開設となったため、性暴力被害者支援センター・ひょうごのリーフレットを尼崎市の助成で作成し、新しい住所と電話番号の周知を行った。

5. モデル事業実施後の課題（現状）

性暴力被害者支援センター・ひょうごの支援員は現在ボランティア（交通費支給のみ）12名でシフトを組んでいるが、病院や法律相談に同行支援を行う際に二人体制とした場合、その間は支援員がホットラインをとることができず留守番電話対応となってしまう。

また夜間や土日祝日の支援員が在中しない時間帯に被害者から相談があった時の医療機関の対応については、県立尼崎総合医療センター内でマニュアルを作成し整備をおこなった。そのひとつとしてモデル事業の期間内である年末年始に被害者が来院の際、診察場所や動線を検討し、物品の準備、処方のシミュレーションが行われた。将来的には多忙な医療機関の負担を軽減するためにも、支援員が何らかの方法で24時間対応可能となることが望ましい。そのための支援員の確保は喫緊の課題である。

兵庫県：障害者支援団体への研修（相談支援機能の拡充・強化）

1. モデル事業実施前の課題

（1）障害者支援団体への出前講座

性暴力被害者支援センター・ひょうごにおける来所相談において、被害者の中に男性や軽度知的障害者および聴覚障害者、外国にルーツをもつ子どもといった、従来の成人女性の被害を対象とした枠組みでは対応しきれないケースも散見された。また、平成26年度に内閣府モデル事業の出前講座をおこなった団体の中に障害者支援団体が含まれていたが、質問・意見が多く出され、関心の高さがうかがえた。その中で、障害の種類等に応じて、「必要な人に必要な情報を届ける手段を作ること」「障害者が被害にあったときに相談できる人や場所を作っていくこと」の必要性が指摘された。

平成23年に障害者団体（DPI＝障害者インターナショナル日本会議）が女性障害者対象におこな

ったアンケート調査の中でも、「母親の恋人から入浴介助される際、胸などを触られたが、母に言っても信じてもらえなかった」など、多くの性暴力被害が報告されている（女性障害者の3割がセクハラ被害）が、とりわけ、家庭や施設の中での介助の中で、性暴力被害に遭うことが多いことが明らかになっている（「障害のある女性の生活の困難—人生の中で出会う複合的な生きにくさとは— 複合差別実態調査報告書」）。

当センターでは、設立以来、リーフレット等を作成し、情報提供に努めてきたが、視覚障害などの障害のために情報が届かない人もおり、どのように情報提供していくのが課題である。また、性暴力被害の早期発見、早期のケアにつなげていくために、当事者と共に、支援者への情報提供、啓発が必要である。

（2）点字リーフレット作成

性暴力被害者支援センター・ひょうごでは、設立以来、リーフレット等を作成し、情報提供に努めてきたが、障害のために情報が届かない人もいる。必要な人に必要な情報がきちんと届くよう、情報提供の方法を考えていく必要がある。その一つとして、今年度は、点字リーフレットの作成に取り組むこととした。

点字リーフレットの作成にあたっては、その内容や提供対象等について、当事者や当事者に関わる人の意見を聴きながら、効果的な方法を考えていくことが必要である。

2. モデル事業の内容

（1）障害者支援団体への出前講座

○内容：「性暴力とは何か」「性暴力被害者支援センターの役割」
「急性期支援で必要なこと」「2年間の活動の中で見えてきたこと」

（2）点字リーフレット作成のための意見聴取

関西女性障害者ネットワークに意見聴取を行い、「必要な人に必要な情報を届ける」ための情報提供、また点字リーフレットの内容について、意見聴取した。

○第1回

と き 平成27年8月24日 13時～15時

ところ 神戸市立兵庫勤労市民センター

講 師 吉田みち（一般社団法人自立生活センター三田 代表理事）

種池麻祐子（自立生活センター リングリングビアカウンセラー）

藤原久美子（関西女性障害者ネットワーク 代表、自立生活センター神戸 Be スクット事務局長）

原田徳子（性暴力被害者支援センター・ひょうご運営委員）

○第2回

と き 平成27年9月21日 15時～17時

ところ 神戸市立兵庫勤労市民センター

講 師 吉田みち（一般社団法人自立生活センター三田 代表理事）

種池麻祐子（自立生活センター リングリングピアカウンセラー）

藤原久美子（関西女性障害者ネットワーク 代表、自立生活センター神戸 Be スケット事務局長）

原田徳子（性暴力被害者支援センター・ひょうご運営委員）

（３）点字リーフレットの作成

性暴力被害者支援センター・ひょうごのリーフレットの点字版を作成

３．モデル事業実施による成果目標（１の課題に対応するもの）

（１）障害者支援団体への出前講座

- ・障害者支援団体のスタッフに対し、性暴力被害を理解してもらい、性暴力被害者支援センターの存在と役割等について知ってもらう。
- ・障害者当事者、また支援者に、性暴力被害への対応を知ってもらい、情報提供のための課題について意見をもらう。

（２）点字リーフレット作成

- ・障害者支援団体のスタッフ、障害者当事者に対し、性暴力被害を理解してもらい、性暴力被害者支援センターの存在と役割等について知ってもらう。
- ・障害者への情報提供について、どのようにすれば「必要な人に必要な情報が届く」のか、意見聴取する。
- ・点字リーフレットの内容、提供対象等について意見聴取する。

４．実施結果及び成果

（１）障害者支援団体への出前講座

○第１回

と き 平成 27 年 12 月 2 日（水） 13 時～15 時

ところ NPO 法人生活支援研究会事務所内

講 師 原田徳子（性暴力被害者支援センター・ひょうご運営委員）

対 象 NPO 法人 生活支援研究会 スタッフ・相談員（5 人）

○第２回

と き 平成 27 年 12 月 11 日（金） 14 時～16 時

ところ NPO 法人 自立生活センターリングリング 事務所

講 師 原田徳子（性暴力被害者支援センター・ひょうご運営委員）

対 象 自立生活センターリングリング スタッフ・相談員（13 人）

○第３回

と き 平成 27 年 12 月 28 日 13 時～15 時

ところ 社会福祉法人 えんぴつの家 事務所

講 師 原田徳子（性暴力被害者支援センター・ひょうご運営委員）

対 象 グループホームつぼみ介助者の会（５人）

○第４回

と き 平成 28 年 1 月 13 日 1 4 時～1 4 時 3 0 分

ところ 兵庫県立尼崎総合医療センター内

講 師 福岡ともみ（性暴力被害者支援センター・ひょうご事務局長）

対 象 尼崎医療センターの手話通訳担当者、受け付け担当者

○第５回

と き 平成 28 年 1 月 14 日 1 5 時 3 0 分～1 7 時

ところ NPO 法人尼崎市ろうあ者協会（タツノコろうあハウス）

講 師 田口奈緒（性暴力被害者支援センター・ひょうご代表）

対 象 尼崎市ろうあ者協会代表

リーフレットやカード、点字リーフレットなどを配布した。

感想

- ・大変わかりやすかった。
- ・センターの存在について、周りの人に広げていきたい。
- ・本人だけでなく、家族や知り合いの方も持っていくと思うので、リーフレットやカードを取りやすいところにおけるようにしたい。
- ・ヘルパー向けなど、出前講座をひろげて行ってほしい。障害者に関わる支援者が、もっと性暴力被害について理解を深める必要がある。
- ・メールや FAX で相談依頼が出来れば有り難い。
- ・知的障害者当事者にわかりやすいようなものを作ってほしい。
- ・被害者への支援だけではなく、被害を生まないような啓発活動も必要。

各団体とも好評で、性暴力被害や支援センターの役割について、理解をしてもらうことができた。

また、今後の支援の在りようについて、意見をもらうことができた。

（２）点字リーフレット作成

- ・点字リーフレットは、多くの情報を盛り込むのではなく、簡潔に必要なことを記載する必要がある。
- ・点字リーフレットも必要だが、視覚障害者すべてが点字を使っているわけではない。デジタルのテキストデータで提供することも必要。
- ・点字リーフレットは、そのままでは視覚障害者には届かない。視覚障害者支援施設や盲学校などに、性暴力被害について理解してもらい、配ってもらうといった提供手段を考える必要がある。
- ・DPI（障害者インターナショナル日本会議）が 2011 年度に行った、女性障害者対象の調査では、87 人の調査対象者の内、3 割を超える女性がセクシャルハラスメントの被害をうけている。「介護の際に体を触られた」「家族からセクハラ被害を受けているが誰にも言えない。自立できず家

を出られない」「小学校のとき痴漢にあったが、聴覚障害のため、助けを呼べなかった」など、深刻な被害も報告されている。障害者は、健常者に比べて弱い立場に置かれがちであり、実感としては、「障害者は性暴力被害に遭いやすい」と思っているが、障害者の性暴力被害について調査が必要だ。

- ・家庭内や施設などで介助を受ける中で性暴力被害に遭うこともある。しかし、そうした場合、性暴力被害や支援団体についての情報を得ることは難しく、そこから逃れるのは非常に困難である。
- ・視覚障害、聴覚障害、身体障害、精神障害、知的障害、発達障害など、さまざまな障害がある。点字リーフレットは一つの手段だが、それぞれに応じた情報提供と支援の方法を考えていく必要がある。
- ・必要な情報と支援が、障害者には普段から届いていない。女性を支援する機関の大半は、障害がある人の利用を想定していないため、相談することも通報も困難。このような状況を把握し課題と認識することが必要だと思う。
- ・聴取した意見を参考にしながら、性暴力被害者支援センター・ひょうごのリーフレットを簡潔にしたものを点字にした。

5. モデル事業実施後の課題（現状）

（1）障害者支援団体への出前講座

出前講座を行った団体は、知的障害者、身体障害者、聴覚障害者など、さまざまな障害を持つ人を支援している。それぞれの障害に対応した支援の在りようを考えていく必要がある。

現在、性暴力被害者支援センター・ひょうごでは、電話相談しか受けておらず、聴覚障害を持つ人がアクセスすることができない。メールや FAX などでも相談を受ける体制を作ることも、今後の一つの課題である。

（2）点字リーフレット作成

- ・聴取した意見を参考にしながら、視覚障害者対象に点字リーフレットを作成することができた。しかし、通常のリーフレットのように、男女共同参画センターなどに置いておけば、関心のある人の目に触れる、というようなことはないので、今後は、その配布先など、効果的な情報提供方法について考えていく必要がある。
- ・性暴力被害者支援センター・ひょうごはホームページでも情報提供をしているが、講演会内容など、PDF で案内していることも多い。テキストデータでの提供も今後考えていく必要がある。
- ・今回は視覚障害者対象にした点字リーフレットを作成したが、それぞれの障害に対応した情報提供や支援のやり方を考えていく必要がある。たとえば、現在、性暴力被害者支援センター・ひょうごでは、相談は電話だけしか受け付けていないので、聴覚障害者はアクセスすることができない。FAX やメール等で相談を受けられるようにしていくことなども今後の課題である。

1. モデル事業実施前の課題

性暴力被害者支援センター・ひょうごにおいて平成 26 年 4 月から 12 月までの 9 カ月間に電話相談は 200 件あり、そのうち被害から 1 年以上たったものが 12 件、10 年以上たったものが 21 件（いずれものべ件数）であった。相談内容からは被害者やその家族が、安全に被害のことを話せる場所がなかったことがあげられた。

当事者同士が安心して被害のことを話せる自助グループは、被害からの回復のため有用な方法のひとつとされており、性暴力被害者支援センター・ひょうごのホームページでは自助グループの連絡先が案内されている。しかし自助グループについての社会的認知はいまだ不十分であり、被害者やその家族が利用したいと思ったときにできないという現状がある。

2. モデル事業の内容

- ① 平成 26 年 1 月から関西を中心に活動を始めている「ひまわりの会」は、子どもが性被害に遭った母親たちの自助グループである。その運営者を講師に招き、子どもの性暴力被害が明るみになってからの葛藤や「ひまわりの会」の結成経緯、自助グループへつながるまでの経緯、活動の内容について以下の目的で講演を行った。
- ② 中長期支援にむけて自助グループの意義について支援者に理解してもらう。
- ③ 当事者が自ら開設するにあたって必要なことについて、すでに自助グループを運営している当事者から話を聴く。

3. モデル事業実施による成果目標（1 の課題に対応するもの）

- ① 母親のための自助グループがあることを周知する。
- ② 自助グループが母親の孤立無援感、無力感を軽減し、ひいては被害者本人の回復に有効であることを理解する。
- ③ 性暴力被害者支援センター・ひょうごが自助グループ開設へむけサポート役割を果たす。

4. 実施結果及び成果

○実施結果

- ・実施日： 平成 27 年 11 月 7 日（土） 13:30 ～ 15:30
- ・場 所： 神戸市教育会館 403
- ・テーマ：「子どもの性暴力被害を知ったとき、私はどうしたらいいの？」
- ・講 師：「ひまわりの会」運営者 3 人
- ・参加者： 参加者 26 人

内訳 保護者、教員、学生、支援員、弁護士、精神科医、小児科医、助産師、カウンセラー、女性

や子どもの支援関係者、支援センター・ひょうご会員(なお、定員を30人として事前申し込み制を採り、前もって参加者を把握できるようにした)。

- ・広報：会員や関係機関へのチラシ配布(200枚)、関係機関のブログやメーリングリストへの掲載
- ・アンケート回収率：100%

○成果

①3人の講師は、被害発覚後に直面した混乱と動揺、周囲からの母親への過剰な期待と非難、住み慣れたコミュニティから離れることや経済的な問題など生活上のさまざまな困難について話をした。

②参加者の感想

- ・おかあさんの声が生で聞けて良かったです。ずっと心に入ってきました。
- ・「強い母親像を世間は求めすぎている」は自分も含めてその通りだと思います。
- ・参加させていただき、大変有意義でした。
- ・参加者から、「ぜひ、講師としてきていただきたい」との声もあがった。

③成果

傷ついた母親にとって、誰からも非難されず、安心して話ができる自助グループは「生きる希望」であること、母親へのケアは被害者の回復へもつながることが支援にかかわる者に理解できた。講演開催後は性暴力被害者支援センター・ひょうごのホームページに「ひまわりの会」のFacebookアドレスを紹介し、急性期から中長期にむけての支援が連携できるようになった。

5. モデル事業実施後の課題（現状）

①自助グループの意義とその周知

自助グループは当事者の会であるため、支援者が直接その内容について把握することは難しい。しかし今回の講演により被害者とその家族にとってその意義が明らかになった。今後は性虐待やDV支援にかかわる行政機関等関係者にも中長期支援における重要性を認識してもらう必要がある。

また被害者相談員や支援員の養成講座においても自助グループの内容を組み入れたカリキュラムが必須である。

②自助グループ開設へのサポート

当事者は被害によって経済的な問題や精神的な困難を抱えていることが今回の講演でも言及され、開設や運営にあたっては資金面やメンタル面でのサポートも重要である。

しかしながら当事者の自立を妨げることがないように、支援にかかわる者がサポートできる範囲について、すでに運営されている自助グループとともに意見交換を行っていく必要がある。

兵庫県：支援員の対応力向上のための専門研修（相談支援機能拡充・強化）

1. モデル事業実施前の課題

性暴力被害者に必要な支援として医療ケアと法律相談が挙げられるが、多くの被害者は恥辱感や自責感、無力感のために適切な支援を受けることを逡巡する。被害を受けてから急性期に対応するうえ

で被害者の心情を理解し、きめこまやかな配慮することは二次被害を起こさないためにきわめて重要である。ワンストップ支援をめざす性暴力被害者支援センター・ひょうごには以下の役割がある

- ① 電話相談（ホットライン）
- ② 医療機関への付き添い
- ③ 必要な社会資源の紹介

さらに今年度のモデル事業では、医療機関と法律相談への同行支援を開始するにあたり、想定される対応や専門知識についての研修が必須と考えられた。

しかしながら性暴力被害者支援センター・ひょうごは開設3年目であり、毎年2～3人程度の養成講座終了者が実習を経て支援員となるため、知識や経験にばらつきが生じ、どうしても実地での対応で学んでいかざるを得ない状況である。支援するなかでの悩みや不安全感、不安感を整理できず、辞めていってしまう支援員もいる。

月1回の事例検討会において実際の対応での反省点を支援員同士で話し合う機会はあるが、専門家によるスーパーバイズも必要である。

2. モデル事業の内容

○第1回 法律相談同行支援に関する研修

と き 平成27年7月25日(土) 14:00～16:30

ところ 県立尼崎総合医療センター

講 師 弁護士 西部智子氏

内 容

- ・県内にある無料法律相談窓口の特徴
- ・被害者が法律相談を希望する時の同行支援のメリットと留意点
- ・民事と刑事の違いと弁護士の役割
- ・同行支援の要望事例（架空ケース）をもとに話し合う

○第2回 医療機関同行支援のロールプレイ研修

と き 平成27年10月24日(土) 13:00～16:30

ところ 尼崎市女性センター・トレピエ

講 師 兵庫教育大大学院教授（臨床心理学）

臨床心理士 有園博子氏

内 容

- ・医療機関受診に付き添う2事例（架空ケース①教員と共に子どもが来院したケース、②成人女性一人で来院したケース）について支援のプランを立てる
- ・1事例ごと、支援員2人でロールプレイ
- ・3つのグループに分けてロールプレイ
- ・全体で振り返り、課題を明確にする

3. モデル事業実施による成果目標(1の課題に対応するもの)

- ・法律の専門家と臨床心理学の専門家を招き、専門的な知識を得る。
- ・グループワークやロールプレイを通して、被害者に付き添う実際に体感し、スキルを体得する。
- ・支援員の参加率8割を維持し相互交流を深める。

4. 実施結果及び成果

結果

参加者の振り返り

第1回 11人(参加率92%)

- ・「無料法律相談をおこなっているところがいろいろあり、それぞれに特徴があることがわかった」
- ・「付き添い支援のメリットは被害者の人にも弁護士にもあるとわかった」
- ・「民事と刑事のことは何回も教えてほしい」
- ・「支援員が法律相談につなぐときに被害者のニーズをちゃんと把握しておくことが大事だ」

第2回 10人(参加率83%)

- ・「厳しい意見を伝えてもらって感謝している」
- ・「支援センターの目的、なんのために支援員がいるのかを体にしみこませる」
- ・「相談者に何をどのような目的のために聞くかを支援員が理解し、相談者に説明できることが大切」
- ・「トレーニングの必要性に気づいた」
- ・「支援にあたり事前の準備をしっかりすることが大事」
- ・「出会ったことのない支援員さんがたくさんいた」

成果

1) 法律相談時の同行支援

本モデル事業により、性暴力被害者支援センター・ひょうごでは法律相談時の同行支援(初回のみ)を開始した。その際に必要な法律上の基本的知識が習得できた。

また弁護士からも支援員という第3者が同席することで二次被害を防げるという発言があり、「被害者に寄り添う」という支援員の役割が具体的にイメージできた。

さらに法律相談を希望する際に利用できる資源について学んだことで、電話相談においても適切な機関の情報提供が行えるようになった。

2) 医療機関での同行支援(ロールプレイ研修)

経験年数によってそれぞれの支援員が自分の課題を明確にすることができた。医療機関を受診しない場合でも、心理教育や情報提供など面談を行う必要性が支援員に理解された。

3) バーンアウト防止

8割以上の支援員が参加し、お互いの「できていない部分」「できている部分」についてねぎらい、支援における葛藤や不安を共有することができた。

5. モデル事業実施後の課題（現状）

- ① 今回の研修において、経験が少ない支援員では「性暴力被害者支援センター・ひょうごでできること」「医療機関における支援員の役割」が整理されていないことが明らかになった。「専門研修」とすることによって支援員の参加率は向上したが、通常の事例検討会では5割を下回り、経験不足であるうえにトレーニングも足りないことにより実際に対応する時の支援員の不安感が増すという悪循環に陥っている。個々の支援員の状況に応じ、コーディネーターは随時課題を設定してシフトの際にトレーニングを行っていく必要がある。
- ② 法律用語や病院での患者動線は、普段馴染みがないために、継続的に研修を行わなければ支援員の身には着かない。散発的なものではなく、少なくとも毎年1回は定期的にこのような専門研修をワンストップ支援センターの事業に組み入れていく必要がある。
- ③ 支援員は二人で交代シフト制となっているため、シフトで一緒にならない者同士は日頃話しをすることがなく、研修や事例検討会は貴重な交流の機会である。バーンアウト防止の一環として、支援にかかわる率直な意見をひきだすためにも、支援員が参加しやすい研修日程や場所を検討することも重要である。

兵庫県：支援員のセルフケアのための講座（相談支援機能の拡充・強化）

1. モデル事業実施前の課題

被害者のなかには男性や軽度知的障害者および聴覚障害者、外国にルーツをもつ子どもといった、従来の成人女性の被害を対象とした枠組みでは対応しきれないケースも散見された。性暴力被害に遭った人がワンストップ支援センターに電話をかけるまでには逡巡を伴う。恥辱感や自責感、無力感を持たされて、助けを求めることすら困難にさせるからである。性暴力被害者支援センター・ひょうごの支援員は、そういった被害者の心情に配慮し、きめ細かな対応を行わなければならないがしかし、現在スタッフはボランティア12名と不足している。支援員相互の交流をはかり、モチベーションを高め、バーンアウトを防ぐための継続的な研修が必要である。特に支援員同士の支え合い、心とからだのセルフケアは、支援員としての活動と同時に、自分の日常生活を維持していくためにも欠かせないことである。

2. モデル事業の内容

○第1回

と き 平成27年9月26日 13:30～16:30

講 師 杉岡 雅江

内 容 鍼灸

講師から灸の基礎知識について講義を受ける。もぐさとは、東洋医学の考え方と西洋医学の考え方の違い、東洋でも中国や台湾、韓国と日本の考え方の違い、灸の種類や灸をつぼにあてることがもたらす効能など。講義のあと、講師からつぼの見分け方の指導を受け、それぞれが確認していった。灸をすえる前に、軽く伸びをして身体を確認、灸をすえたあとも再度伸びをしてみて変化を感じてみる。また参加者それぞれの熱の感じ方の違いも発見して面白かった。灸の種類の違いも実際にすえてみて確認しあった。アンケートを記入して、一週間後の感想も出し合うことにした。



○第2回

と き 平成 27 年 11 月 28 日 13:30～16:30

講 師 西田 由紀

内 容 アロマセラピー

講師からアロマセラピーの基礎知識について講義を受ける。精油の効果は、香りが鼻から入って脳に達して感情系に作用する。また、肺から血液に、皮膚から血液に入り作用する。

其々の精油の効能を聞き、自分に合った香りを探る。手先にアロママッサージを施すことで、全身に効果があるツボが存在する。アロママッサージを講義のあと手を使ったマッサージを2人組になって、お互いの手を指先から手首までマッサージをした。用意された2種類のマッサージオイルを好みで選び実施した。

○第3回

と き 平成 27 年 12 月 6 日 14:50～16:50

講 師 井上 千秋

内 容 ヨーガ療法

繰り返し呼吸をしてゆっくりとした動作をする中で、本来の自分の呼吸を整えながら、頭の中によぎるものを払いのけて、自分の身体と呼吸に集中した。

○第4回

と き 平成 27 年 12 月 19 日 13:30～16:30

講 師 中西 幸

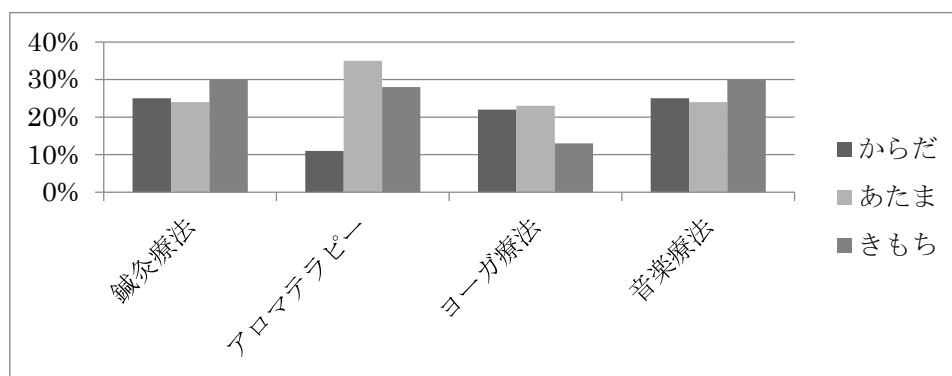
内 容 音楽療法

※会場は全企画とも、尼崎市女性センター・トレピエにて行った。

3. モデル事業実施による成果目標（1の課題に対応するもの）

- ・各種療法による癒し効果
- ・会話と笑い効果により体調を整える
- ・支援員相互の交流
- ・心とからだのセルフケアを習得する。

【セルフケア施行前～施行後の参加者のポイント上昇率の平均のグラフ】



「からだ」、「あたま」、「きもち」のどれもポイントは上昇

どの項目も均等に上昇しているのは、鍼灸と音楽療法であり実際にお灸をすえたり、身体を動かして太鼓を叩いたりといった効果に加え、セルフケア中によくしゃべりよく笑ったという効果も相乗していたと言える。「あたま」のポイントが最も上昇したアロマセラピーは感覚器官から脳に、香りや成分の効果が伝わっていることの現れである。

「きもち」の最も高かった音楽療法のポイントは、全員満点の 10 ポイントであった。

4. 実施結果及び成果

セルフケア実施前と実施後にアンケートを行った。あたまとこころとからだに分けて、10 段階で評価してもらったところ全ての参加者において、明らかな回復と効果がみられた。

また、血行が促進され、顔色が良くなり、表情も明るくなり、リラックス効果も得た。支援員が自らのケアができることは、当事者へのケアの提案の幅が広がる。

5. モデル事業実施後の課題（現状）

- ・今後も定期的に支援員のセルフケアを継続していく必要がある。
- ・定期的に行う研修後に実施するとより効果的である。
- ・習得したセルフケアを各自が継続できるよう掲示など行う。

- ・セルフケアの効果は個人差があり、また各個人の生活スタイルや好みもあるので、各自が自身に合ったケアを必要なシーンに合わせて数種習得しておく方がいいと考える。
- ・継続していく為にもより効果的で、低コストで環境や人にやさしい、セルフケアが必要である。
- ・専門の講師依頼には必要経費がかかり、維持が難しい。

兵庫県：ホットラインカード作成（広報啓発の推進・強化）

1. モデル事業実施前の課題

- ① 性暴力被害者支援センター・ひょうごにおいて平成 25・26 年の来所相談件数はのべ 101 件（実人数 47 人）で、うち 18 歳未満 24 人、15 歳以下 19 人、性虐待が 11 ケースと子どもの被害が多かった。18 歳未満の被害では、学校や塾が被害現場となっていた。
- ② 子どもたちが被害を受けて、不安に思ったり悩んだときの相談先として、性暴力被害者支援センター・ひょうごを周知する必要がある。そのツールのひとつとして相談電話番号を記載したホットラインカードを作成し、子どもや女性の目に留まりやすいよう学校や公共機関のトイレに配架できる名刺大のカードを配布する。

2. モデル事業の内容

- ① 短い文章でわかりやすい文面を検討し、親しみのあるデザインを依頼して、5 万部を印刷する。
- ② ホットラインカードの配布を行う。

3. モデル事業実施による成果目標（1 の課題に対応するもの）

ホットラインカードの配布を通して、性暴力被害者支援センター・ひょうごを周知する。

- ・学校や子どもたちの目に届きやすい場所に配布する。
- ・県立尼崎総合医療センターをはじめ、医療機関に配布する。
- ・男女共同参画センター、こども家庭センター、行政機関などに配布する。
- ・公開講座や出前講座、講演先などで配布する。

4. 実施結果及び成果

- ① 被害者及び家族による自助グループ開設のための講座、二次被害防止研修、学校に行っていない子どものための性教育講座、学校における性犯罪被害対応に関する教職員研修、公開講座（12 月 6 日実施）、障がい者支援支援団体への研修などのモデル事業をはじめ、兵庫県立大学での教職志望の学生を対象とした講演（12 月 9 日）、神戸市危機管理室主催の犯罪被害者支援週間講演会（12 月 4 日）などでも配布した。
- ② 講座や講演会の参加者からカードを希望する連絡が入り、中学校、高校、病院、行政などに配布が広がっている。

- ③ 県立尼崎総合医療センターでは総合受付など複数の受付に配架している。
- ④ ホットラインカードのデザインは「手に取りやすい」「イラストや色合いが良い」「窓口に置きやすい」と好評である。

5. モデル事業実施後の課題（現状）

① 小学校、中学校、高校への配布について

配布に際しては教育関係者に性暴力被害者支援に関わる研修の機会を設ける必要があるだろう。実施結果で述べたように講座や講演会で性暴力被害の実態を伝え、性暴力被害者支援センター・ひょうごの役割の理解が深まった結果、配布が広がっているからである。

② 公共施設への配布

子どもたちの居場所となっている児童館などの公共施設や子どもの見守り活動を実施している自治会にも配布していく必要があるが、これも上記同様、研修を通して配布を要望していかなければならない。

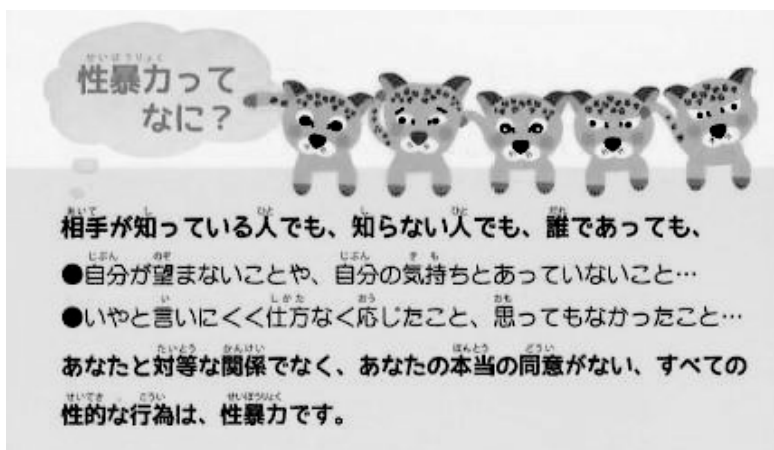
③ 企業への協力依頼

大型商業施設での子どもを狙った性犯罪も少なくない。企業に協力を求め、トイレなどにカードの配架を要望していくことも課題である。

【ホットラインカード】



(表)



(裏)

1. モデル事業実施前の課題

性暴力被害者支援センター・ひょうごにおいて平成26年4～12月の電話相談は200件であったが、そのうち被害から1年以上たったものが12件、10年以上たったものが21件であった（いずれも延べ件数）。被害から早い時期に心身のケアを行うことは被害者の回復に重要であるが、電話相談の内容からは、すぐに相談することは困難であったことが推察された。誰にも言えないことで被害は潜在化し、当事者は長期にわたり孤立無援の状態におかれていることが明らかになった。

また性暴力被害者支援センター・ひょうごは性別を問わず、性暴力被害にあった人への支援を目指しているが、同時期の来所相談者数は22人で20人（90%）が女性であった。このことから、性暴力被害者支援を行う際には女性の社会的地位や性別役割規範のもたらす心理的作用を理解する必要があると考えられた。

2. モデル事業の内容

○第1回

と き 平成27年9月27日13:30～16:30

ところ 尼崎市女性センター・トレピエ

講 師 小林美佳（性犯罪被害者支援グループ「みかつき」代表）

テーマ 当事者と支援者の境界

＊あわせて性暴力被害者支援センター・ひょうごの設立経緯及び活動の紹介と平成26年度の事業報告を行った。

○第2回

と き 平成27年12月6日13:00～14:30

ところ 尼崎市女性センター・トレピエ

講 師 井上摩耶子（フェミニストカウンセラー、ウィメンズカウンセリング京都代表、京都SARAスーパーバイザー）

テーマ 「心的外傷後成長」という視点～サバイバーと共に紡ぐ物語

3. モデル事業実施による成果目標（1の課題に対応するもの）

- 1）被害者の語りを聴くことで、性暴力が心身や対人関係へもたらす影響について参加者の理解を促す。またサバイバーとして発信する被害者の存在は被害者の孤立感を軽減する。
- 2）男女共同参画の視点から性暴力を女性への暴力としてとらえることにより、なぜ性暴力の中で女性が心理的葛藤を抱くのかを学び、被害女性が自己尊重感を取り戻すプロセスを理解する。
- 3）性暴力被害者支援センター・ひょうごの活動を広く告知し、被害後に早い段階で相談できる警察以外の相談機関を示し、被害の潜在化を防ぐ。

4. 実施結果及び成果

1. 第1回

参加人数 50 人

告知方法 県内の男女共同参画センターへのチラシ配架(5ヶ所 50部)

チラシ郵送(89通) メール、HP、ブログ、メルマガ、メーリングリストなどインターネットでの告知

アンケート回収率 89%

参加動機:「関心のあるテーマだった」77%、「講師の話を聴きたかった」57%(複数回答)。

アンケートより

「お一人の講演を期待してきましたが、鼎談やインタビュー形式のファジーな感じでかえって共感できました。「境界」ということを深く考えました」

「当事者主催セルフヘルプグループの大切さを改めて思いました」

「小林美佳さんのお話、とてもよかったと思います。支援者として大切なことが何なのか教えていただいた感じがします」

「公開講座の最後に、クールダウンの時間をもってもらえてよかった」

小林美佳さんへの質疑は質問用紙形式を採ったが、質問用紙には被害者の立場からの質問も散見された。

2. 第2回

参加人数 43 人

告知方法 県内の男女共同参画センターへのチラシ配架(5ヶ所 50部)

チラシ郵送(89通) メール、HP、ブログ、メルマガ、メーリングリストなどインターネットでの告知

マスコミ告知(神戸新聞、毎日新聞掲載)

アンケート回収率 100%

参加動機「関心のあるテーマだった」81%、「講師の話を聴きたかった」39%(複数回答)

アンケートより

「ジェンダーの視点、フェミニストの観点で考える重要性を認識した」

「たくさんの視点から被害者の心や言葉を見ることが大切なんだと思いました」

「被害を受けた方が回復されていく過程がこれほどまでに心を強く打つのだと本当に強く思えました。私自身勇気をいただきました」

アンケートで性暴力被害者支援センター・ひょうごを「知らない」「名前は聞いたことがある」と回答した割合は36%であった。

5. モデル事業実施後の課題（現状）

公開講座の目的の一つは性暴力についての正しい認識を広く伝え、被害者の孤立無援状態を防ぐことにある。そしてもう一つは被害後に早い段階で相談できる警察以外の相談機関を周知することである。本モデル事業において被害当事者から直接話を聞くことにより、被害者同士がつながることの大切さを確認できた。これは参加者の中に被害当事者が多く居たことから明らかとなった。また警察を含む行政の支援者はジェンダーの視点に乏しく、そのことが二次被害をおこす原因ともなっているが、フェミニストカウンセリングという女性特有の問題点に焦点を当てた心理的サポートの重要性が参加者に理解された。

今後の課題としては以下の3点があげられる。

被害当事者への配慮：被害者の語りを聴くとき、聴き手が共鳴してフラッシュバックや代理受傷がおきることがある。講座の参加者にそのような反応は自然なものと伝え、クールダウンの時間を持ったことは重要であった。性暴力がもたらす心理的影響を主催者が配慮した運営を行うことは、被害者のみならず一般の参加者にも被害についての理解を促し、被害者の孤立感を軽減することにつながる。

フェミニストカウンセリングの重要性：「被害女性にみられる心理的葛藤や自己尊重感の低さや無力感は、個人的欠陥ではなく、生育歴だけでも還元できない。性差別主義や固定的な性別役割の強制、『二級市民』という女性の地位が要因」とする見解と「心的外傷後成長」という視点の提示は、アンケートに見られるように参加者の共感を得た。性暴力被害者支援においては男女共同参画の視点は重要であり今後は被害女性のケアと自立支援にかかわる関係機関へ理解を深めていく必要がある。

開催地の偏在と広報について：平成26年、27年度ともに県東部での開催であったが、兵庫県は広域であるため、多地域でも性暴力被害にあった時の対応や二次被害の防止等についての啓発活動は必要である。県内の保健所や男女共同参画センターと協力し各地域でも公開講座を開催することにより、性暴力被害者支援センター・ひょうごの活動を知ってもらい、性暴力被害に対する地域の問題解決能力を高める。

広報についての工夫として、新聞を見て参加した人もいることから、マスコミ告知も積極的に行っていく。また、ひとつのテーマで（たとえば「あなたの身近な人が性暴力被害にあったとしたら」）連続開催にすると、参加者は予定を立てやすく、告知期間も長く取れると考えられた。

兵庫県：学校における性犯罪被害対応に関する教職員研修（広報啓発の推進・強化）

1. モデル事業実施前の課題

- ① 県立尼崎総合医療センターと連携する性暴力被害者支援センター・ひょうごにおいて、平成25年から26年に来所された被害者は47人であり、うち18歳未満は24人（51%）15歳以下は19人（40%）であった。そのなかで学校や塾が被害現場となっていた事例や、教師からの相談電話もあったことから、教育関係者への性犯罪予防や危機対応についての啓発活動が必要と考えられ

た。

- ② 従来は性暴力被害者支援センター・ひょうごの予防啓発活動の一環として養護教諭や生活指導の担当教師向けの研修を開催していたが、どのような生徒でも性被害に遭う可能性があり、教師であれば誰でもが初めて生徒から打ち明けられた大人になる可能性がある。そこで初期対応の重要性から全教職員対象の研修をモデル事業として企画した。

2. モデル事業の内容

学校で性被害がおこった際の危機管理として：

- ① 急性期にするべき対応・してはいけないこと
- ② 被害者と加害者が同じ学校に在籍している場合の留意点
- ③ 警察を含む相談機関の情報提供

について、学校単位で教職員向けに研修を行った。外部の教職員も希望があれば見学可能とした。

3. モデル事業実施による成果目標（1の課題に対応するもの）

子どもと日頃接する教師が、性暴力被害の実態に危機感をもち、被害がおこった時の初期対応の緊急および重要性について認識する。

4. 実施結果及び成果

「学校における性犯罪被害対応～今そこにある危機」というテーマで学校単位の教職員研修を2校開催した。

① 神戸市立丸山中学校

平成27年11月20日14：20～16：20

参加人数：男性17 女性5 スクールカウンセラー1 他校養護教諭5

うち性犯罪被害対応経験9人（32%）

② 神戸市立井吹台中学校

平成27年11月25日13：00～15：00

参加人数：男性26 女性26

印象に残ったキーワード：

1. 二次被害（①59% ②41%）
2. 自尊心（①23% ②18%）
3. 危機は突然やってくる（①18% ②7%）
話してくれてありがとう（①18% ②7%）

満足度：

	とてもあてはまる	だいたいあてはまる
初めて知ったことが多い	①59%	36%
	②25%	39%
内容を理解できた	①91%	9%
	②82%	18%
職務に役立つ内容である	①100%	
	②80%	20%

感想：

「今までは経験なかった」「知らないことが多くあった」「テレビの中などで聞く話が目の前で起きたら、いろいろなと考えた」「性被害にあった子が来たら平常心を保つことができるか不安」「性犯罪被害についての知識、具体的な対応の仕方、注意すべき点などを学ぶことができた」「二次被害を与えないこと」「もし学校内で性被害が起きたら学校だけで解決しようとするだけでなく、関係機関など連絡していくことの重要性を感じました」「学校現場において性被害の起こらない環境づくりが大切と感じた」

5. モデル事業実施後の課題（現状）

- ① 本事業は「ひょうご性教育研究会」のネットワークで、神戸市内の市立中学校において全教職員対象に研修を行った。開催した2校においては、打ち合わせ時にも具体的に困っている性被害の事例の相談があった。今回の研修後のアンケートを見ても「初めて知った」とする感想が多いなか、実際に性犯罪対応の経験のある教師は32%であり決して希ではないことが明らかになった。しかしその経験が共有・蓄積されていないため、被害の発覚時には活かされることが少ないと考えられる。どの生徒も被害者になりうるということは、どの教師も対応を迫られる可能性があること、そして発覚は突然であることが研修を通じて認識された。
- ② 性被害時には緊急避妊など時間的制約があり、二次被害が生徒に与える深刻な影響など初期対応の緊急性、重要性について初めにかかわる機会の多い教職員に理解が深まった。相談機関一覧も実際の被害時には貴重な情報となると評価された。
- ③ 今回の研修は全教職員を対象に実施することにより、性犯罪被害対応についての知識のベースが学校全体で共有された。非常の際に教職員間で相談しやすい土壌が形成されることは、最初に相談された教師が孤立しないためにも重要である。また校長をはじめとする全教職員が性被害発生時の対応について日頃からシュミレーションしておくことは危機管理として有用であり、今回のモデル事業の記録をもとに県内の各校へ研修について広報することを検討したい。

兵庫県：不登校児性暴力被害予防啓発講座（広報啓発の推進・強化）

1. モデル事業実施前の課題

性暴力被害者支援センター・ひょうごにおける来所相談では、平成 25 年 4 月から 26 年 3 月までの 2 年間に性犯罪被害者 47 人のうち 15 歳以下は 19 人（40%）、18 歳未満は 24 人（51%）と子どもの被害が多かったことが明らかになっている。虐待や対人関係の問題などさまざまな理由で学校に行けていない子どもが被害にあうこともあり、その聞き取りの中で、性教育の欠如から加害者が与える誤った性情報や身体に関するイメージのゆがみが子どもたちに深刻な影響を与えている可能性が危惧された。また学童期にある子どもたちの性被害は養護教諭や担任に相談し発覚すること多いが、不登校の場合は相談できる大人が限られており、早い段階で支援につながる事が難しい。ひきこもっている子どもたちは情報入手や他者との交流がインターネット中心となりがちで、そのなかで知り合った相手から被害にあうことも少なくない。

現在、学校での性教育では二次性徴等身体の発達のほか、性暴力やデート DV といった思春期以降に問題となるテーマについても取り上げるようになってきている。しかし学校に行けず性教育機会を逸してしまった子どもの場合は、このような問題に直面した時に「誰に」「何を」相談すればよいのかわからないという困難さがある。

一方、学校以外の子どもたちの身近な地域において、性暴力はあくまで「不審者による性犯罪」という認識が強く、加害者の多くが知り合いであるという現実在即してはいない。性暴力被害の早期発見および早期のケアにつなげていくためには地域の大人の予防啓発が欠かせない。

2. モデル事業の内容

不登校の子どもたちが集まる地域の「居場所」やフリースクールにおいて、性被害から自分を守るための性教育出前講座を行う。

○第 1 回

と き 平成 27 年 11 月 25 日 16:30～17:30

ところ 尼崎市地域総合センター上之島

講 師 金 湖蓮（ひょうご性教育研究会）

1) 小学生対象

- ・ 「からだの名前ゲーム」
- ・ 紙芝居「あなたのからだはだれのもの」

内容) からだの特に外性器の名称を知る

自分の体は自分だけの大切なもの

自分がイヤだと思ったら「イヤ」と言ってい

ねらい) 自分に決定権があり、選択できることを学ぶ

安全な距離の実践をゲームで楽しみながら体感する
相談することの重要性を知る

2) 中学生対象

「あなたのカラダを大切に、あなたのココロを大切に」

内容)

- ①知っているようで知らない外性器
- ②セックスっていつからするの？
- ③妊娠・避妊のホントの話
- ④性感染症はコワイのか？
- ⑤性暴力って知ってる？
- ⑥ココロを大切にするココロの性

(上記を参加者が聞きたい内容を選択形式にし、②を希望したので、②に加え関連のある③④⑤までを実施)

○第2回

と き 平成 27 年 12 月 13 日 15 時～17 時

ところ NHK 学園 (通信制高校 3 年生対象)

講 師 田口奈緒 (兵庫県立尼崎総合医療センター 産婦人科)

ねらい) 月経、妊娠のしくみを知る

セックスのリスクを知る

DV を例にとり自分と相手の境界線について学ぶ

内 容 「自分とつながる誰かとつながる」

①自分とつながる

プライベートゾーンって？

性器の名前言えますか？

カラダの性 ココロの性

②誰かとつながる

セックスって？

妊娠・避妊・中絶のウソとホント

性感染症の自己チェック

誰だって DV になる

④ 困ったときは

3. モデル事業実施による成果目標(1の課題に対応するもの)

- ① 学校での性教育の機会を逸した子どもたちに対し、性暴力予防に関する情報を提供する。
- ② 地域で性教育を行うことにより、子どもに関わる地域の大人達にも性被害とその対応を知ってもらう。

4. 実施結果及び成果

1) 小中学生対象

- ・ 広報：尼崎市地域総合センター上之島の地域に配布される情報誌や掲示板で広報し、地区の小中学校にちらし配布した。施設利用者が来やすい時間帯や曜日を考慮し実施した。
- ・ 参加人数（性別）：合計 25 人（男 16、女 9）
 - 幼児、小中学生：男 10 人女 9 人
 - 中学生：男 6 人
- ・ 参加者感想：わかりやすかった、おもしろかった。
- ・ 施設職員感想：からだの大事な部分を確認することはしっかりできたと思う。ゲーム形式が多かったのも、子ども達も楽しく学べたと思う。嫌なことはいやと叫ぶ練習も良かった。私たちでは子どもに聞かれてどう答えればいいのか躊躇することも、「あ、こういう風に教えたらいいのか」と参考になった。中学生では、真面目に聞けていたことに感心した。学校での性教育ではあまり習う機会が無く、性感染症のことについて詳しく知れたのではないかなと思う。スマートフォンなどのネット社会で色々と調べることができる中で、誤った避妊方法等が出ていたりするが、正しい知識を知れてよかったと思う。あまりにも真面目に聞いてくれる子たちだったので、性暴力について、もう少し詳しく教えられるのではないかなと思った。
- ・ 講演者の感想：一方的でない、ともに発見し学ぶ、楽しい性教育をおこなうことができた。小学生には、理解しやすいようゲーム形式と参加型にしたことにより、発言も得られ楽しんで参加してもらえた。不登校、障害、ネグレクト、性被害という様々な事情を抱えた子どもたちが含まれており、自分の意見が尊重され、「自分は大切な存在である」ということを伝えられた。特に性被害にあった参加者には現実的に即した内容を実施できた。実施後に家に帰って学んだことを話そう促し、からだのことを家族と話すきっかけになることを願う。中学生は期待以上に集中して関心の高さがうかがえた。

2) 高校生対象

- ・ 広報：通信制高校のホームルームの時間にアナウンスしてもらい、月 1 回のスクーリング日の最終時間割（7 時間目）に実施した。
- ・ 参加人数（性別）：10 人（男性 4 女性 6）
- ・ 通信制高校の生徒はさまざまな理由で高校に行けなかったための学びなおしの場ともなっており、平均年齢は 20 代半ばであるという。そのため厳密には「学校へ行けない子ども」には該当しない部分もあるが、担当教官によると在学者の 2 - 3 割は不登校経験者であることから、それまでに性教育を学ぶ機会がなかった生徒は少なくない。

聴講した生徒は硬い表情をしている者もいたが、特にデート DV や異性との付き合い方、ネットの危険性に関するパートでは関心の高さがうかがえた。講演終了後には産後のからだの状態について質問に来る生徒もあり、背景の均質な普通高校の生徒とは違うニーズがあった。

5. モデル事業実施後の課題（現状）

- ① 学校へ行かない子どもたちにどこへ行けばアクセスできるのかが大きな課題であった。それは一般的な学校のようにある時間にある場所に行けば確実に彼らに出会えるとはいえないからである。またその背景も性に関する関心・知識も多様であるため提供する性教育が彼らに適した内容なのかを事前に把握しがたい。今回、性暴力予防という観点での内容に子どもたちが高い関心を示したことから、性教育講演としては有効であったが、事前のリサーチやあとのフォローといった点では十分とは言えない。このような内容を今後も継続するのであれば、母体となる団体との準備や家庭への事前説明が必要である。
- ② 学校外での性教育講演のメリットとしては、子どもにかかわる地域の大人の啓蒙につながった点があげられる。家庭や学校といった密接にかかわる場所よりも、少し距離のある第三者の方が性の悩み事を話しやすいということはある、地域の対応力向上により性暴力の早期発見につながる可能性が示唆された。
- ③ 今後、学校に行っていない子どもたちにアクセスする方法として、やはりインターネットは強力なツールである。これは「教育」や「指導」といった一方的な情報提供にとどまらず、緊急時に子どもたちとやり取りができるようになれば、性暴力被害の早期対応につなぐ媒体として活用していける可能性がある。

H27. 11. 25

尼崎市地域総合センター上之島



（小学生向け）



（中学生向け）